
| | |
|----|---|
| 議題 | 実務対応レベルの新規テーマの評価 |
| 項目 | 繰延税金資産の回収可能性関連（JICPA 監査委員会報告第 66 号 関連） （事務局による検討） |

これまでの経緯

1. 平成 24 年 11 月の基準諮問会議において、日本公認会計士協会の監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）の見直しが ASBJ において取り扱うべき新規テーマとして提案された。提案者からの提案は、次のとおりであった。
 - (1) 繰延税金資産の回収可能性のルールについて、日本公認会計士協会における監査上の取扱いから ASBJ の適用指針へ移管すること。
 - (2) 税制改正による繰越欠損金の繰越期間と回収可能性の規程の関係を整理すること。同諮問会議では、新規テーマとして採りあげることの是非について実務対応専門委員会に評価の依頼がなされた。
2. その後、実務対応専門委員会でテーマ評価の議論が行われるとともに、基準諮問会議の事務局により関係者へのヒヤリングが行われ、その結果が、平成 25 年 3 月の第 17 回基準諮問会議で報告された。同諮問会議では、新規テーマとして採りあげべきか否かについて両論の意見が聞かれ、実務等に影響が大きいことを踏まえ、次の基準諮問会議で議論が継続されることとなった。
3. 平成 25 年 7 月の第 18 回基準諮問会議では、この問題を判断するためには、さらなる分析が必要であり、日本公認会計士協会等とも調整を図る必要があると考えられるため、以下の論点について企業会計基準委員会に調査を依頼することとした。
 - (1) ASBJ の会計基準、適用指針と日本公認会計士協会の監査に関する実務指針の役割分担
 - (2) 現状の取扱いを変更した場合に生じる影響
 - ① 財務諸表の作成実務に与える影響
 - ② 監査実務に与える影響

- ③ 現状の取扱いを変更したことにより生じる財務数値の変動が諸制度に与える影響
- (3) 繰延税金資産の回収可能性に関するガイダンスのあり方（数値基準等）
- (4) IFRS の任意適用との関係

今回の事務局の提案

- 4. 本日付で、資料(1)-2 のとおり、企業会計基準委員会より、調査に関する報告を受領している。同報告では、「ASBJ の会計基準、適用指針と日本公認会計士協会の監査に関する実務指針の役割分担」の項において、以下が記載されている。

「8. 監査委員会報告第 66 号の会計処理に関する部分については、今回の基準諮問会議における議論及び本調査報告を踏まえ、ASBJ に移管すべく審議を行うことが適切と考えられる。その際、税効果関係の実務指針である会計制度委員会の実務指針（第 5 項の⑥）、監査・保証実務委員会の実務指針（第 5 項の⑰）双方について審議を行うことが適切と考えられる。

なお、現在の JICPA の実務指針が実務に定着していることを考慮すると、その内容を踏襲することを含め検討することが考えられるが、同時に、現状における問題点の指摘についても、実務における影響を十分に考慮して検討を行うことが必要と考えられる。」

- 5. 上記の内容を踏まえ、ASBJ の新規テーマとして提言することが適切と考えられるかどうか。

以 上